

高松市移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、香川県外から本市へ移住する者が負担する賃貸住宅の家賃及び建物賃貸借契約締結時に要する初期費用の一部について、予算の範囲内で高松市移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転勤、就学その他一時的な居住を理由としてではなく、本市に転入してきた者をいう。
- (2) 定住 本市への転入後、本市内に永住すること又は継続して5年以上生活の本拠地を置くことをいう。
- (3) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第4号に規定する住宅をいう。
- (4) 初期費用 建物賃貸借契約締結時に賃借人が負担する礼金、仲介手数料及び家賃支払保証料の合計額をいう。
- (5) 住宅家賃補助金 補助金のうち、移住者本人が契約者となり、その居住のために新たに建物賃貸借契約を締結し、賃借した住宅に係る家賃（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。以下同じ。）の一部に対する補助金をいう。
- (6) 住宅初期費用補助金 補助金のうち、移住者本人が契約者となり、その居住のために新たに建物賃貸借契約を締結し、賃借した住宅に係る初期費用の一部に対する補助金をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助対象物件は、移住者本人が契約者となり、その居住のために新たに建物賃貸借契約を締結し、賃借した住宅とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する移住者とする。

- (1) 第9条第1項に規定する補助金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）の属する年の前年に本市に転入し、かつ、交付申請日において引き続き本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本市へ転入した日前の3年間において、香川県内で居住したことがないこと。
- (3) 本市に定住する意思があること。
- (4) 移住者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「移住者等」という。）が、交付申請日において、本市の市税及び香川県の県税を滞納していないこと。
- (5) 移住者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給世帯の世帯員でないこと又はその他の公的家賃補助を受けていないこと。
- (6) 移住者等が、日本の国籍又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定により、日本国の永住権を有していること。
- (7) 移住者等が、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 移住者等が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 自治会（移住者等の住所地を活動範囲に含む地域コミュニティ協議会の区域内に所在するものに限る。以下同じ。）に加入していること。
- (10) 住宅初期費用補助金にあつては、交付申請日において、移住者が属する世帯が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳以下の子どもがいる世帯

イ 移住者及びその配偶者が、婚姻の日から起算して3年以内である世帯

2 移住者等が加入できる自治会が存在しない等、特に市長が認める理由により、前項第9号に該当しないこととなる者については、当該住所地を活動範

圏を含む地域コミュニティ協議会の活動に一の年度において3回以上参画することをもって、同号に該当する者とみなす。ただし、天災その他やむを得ない事情により、移住者等が当該地域コミュニティ協議会の活動に一の年度において3回以上参画することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 交付申請日において単身世帯である者

(2) 公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、独立行政法人都市再生機構による賃貸住宅、その他公的賃貸住宅並びに勤務先の官舎、社宅及び社員寮に居住する者

(3) 移住者等のうちのいずれかの者の3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から賃借する住宅に居住する者

(4) 移住者を含む世帯員のいずれかが、高松市東京圏U J Iターン移住支援事業補助金交付要綱（令和元年9月1日施行）に基づく高松市東京圏U J Iターン移住支援事業補助金を受けている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住宅家賃補助金 補助対象者が第10条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年に支払義務が生じた補助対象物件の家賃

(2) 住宅初期費用補助金 補助対象者が負担する補助対象物件に係る初期費用

2 補助対象者が、前項第1号に規定する住宅家賃補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）の途中で補助対象物件から退去し、市外に転出する場合、又は市内の賃貸住宅以外の住宅に転居する場合における住宅家賃補助金の補助対象期間は、前項第1号の規定にかかわらず、補助対象

者が補助対象物件を退去する日の属する月の前月までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助金の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

2 住宅初期費用補助金の交付は、1回とする。

(事前申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする移住者は、あらかじめ高松市移住促進家賃等補助金事前申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し

(2) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容の分かる書類の写し

2 市長は、毎年度、前項の規定による事前申込みの対象となる移住者の転入期間の範囲その他の事前申込みに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助予定者及び補助金交付申請額の上限額の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した移住者を補助予定者として及び当該補助予定者の補助金交付申請額の上限額を決定するものとする。この場合において、当該申込書の提出があった年度の補助金交付申請予定額の合計が予算の額を超えたときは、抽選により補助予定者及び当該補助予定者の補助金交付申請額の上限額を決定し、補助金交付申請予定額の合計が予算の額を超えなかったときは、再度、前条の規定に準じて事前申込みを募ることができることとし、抽選又は先着順により補助予定者及び当該補助予定者の補助金交付申請額の上限額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助予定者及び当該補助予定者の補助金交付申請額の上限額を決定したときは、高松市移住促進家賃等補助金補助予定者決定通知書(様式第2号)により当該補助予定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第2項の通知を受け、補助金の交付を申請する補助予定者(以下「申請者」という。)は、高松市移住促進家賃等補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (2) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (4) 承諾書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 申請者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「申請者等」という。）
の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (7) 申請者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- (9) 戸籍全部事項証明書（住宅初期費用補助金における新婚世帯を証明する
場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類については、前項の規定による申請書を提出する日以前1月以内に作成し、又は発行されたものに限るものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市移住促進家賃等補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査及び実地調査等により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、高松市移住促進家賃等補助金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第11条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第9条第1項の交付申請の内容に変更が生じた場合には、高松市移住促進家賃等補助金交付変更申請書（様式第9号）に、関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当であると認めるときは、高松市

移住促進家賃等補助金交付変更決定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による申請を行う場合における、変更後の補助金申請額は、変更前の交付決定額を上限額とする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象経費の支払が全て完了したときは、市長が定める期限までに、高松市移住促進家賃等補助金実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 住宅家賃補助金に係る支払が確認できる書類の写し
- (2) 住宅初期費用補助金に係る支払が確認できる書類の写し
- (3) 交付決定者及びその属する世帯員全員（以下「交付決定者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (4) 交付決定者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 交付決定者等の補助対象物件に係る住宅手当支給証明書
- (6) 自治会加入状況等報告書（様式第12号）
- (7) 本市に定住する意思を確認するための、次のアからウまでに掲げるいずれかの書類
 - ア 交付決定者が、所有又は使用する自動車又は軽自動車の使用の本拠を市内に変更したことを証する書類の写し
 - イ 交付決定者が、市内にある金融機関の本支店に口座を開設したことを証する書類の写し
 - ウ 交付決定者が、市内に転籍した後の戸籍抄本
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第3号から第6号までに掲げる書類については、前項の報告書を提出する日以前1月以内に作成し、又は発行されたものに限るものとする。

（補助金の交付指令）

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助対象経費が申請のとおり支払われていることを確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、高松市移住促進家賃等補助金交付指令書（様式第13号）により交付決定者に通知

するものとする。

2 市長は、前項の交付指令に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに高松市移住促進家賃等補助金交付請求書(様式第14号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第1項各号及び第2項に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第4条第3項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 補助対象期間内に市外に転出したとき。
- (5) 補助対象期間内に単身世帯となったとき。
- (6) 誓約書の内容に違反したとき。
- (7) この要綱の規定に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(パートナーシップ宣誓者に対するこの要綱の規定の適用)

第17条 高松市パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和2年4月1日施行)第4条第1項の宣誓をした者に係るこの要綱の規定の適用については、

婚姻をしている者とみなす。この場合において、第4条第1項第10号中「婚姻をした日」とあるのは「パートナーシップの宣誓をした日」と、第9条第1項第9号中「戸籍全部事項証明書」とあるのは「パートナーシップ宣誓証明書」とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの間に本市に転入した者であって、令和元年度において補助金の交付を受けたものに係る別表の規定の適用については、同表住宅家賃補助金の項中「2万円（補助対象物件が居住誘導区域（本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。）外に所在する場合にあっては、1万円）」とあるのは、「2万円」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度において新たに高松市移住促進家賃等補助金の交付を受けようとするものに係る改正後の第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「前年」とあるのは、「前年の7月1日から12月31日までの

間」とする。

- 3 改正後の第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条（第1項を除く。）の規定は、この要綱の施行の日以後に初めて補助金の交付を受ける者に適用し、令和3年度から引き続き補助金の交付を受ける者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

住宅家賃補助金	補助対象期間内の各月の家賃の額から、移住者等を雇用する事業主から支給される住宅手当等の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と2万円（補助対象物件が居住誘導区域（本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。）外に所在する場合にあっては、1万円）とを比較していずれか低い額を合計した額
住宅初期費用補助金	補助対象物件に係る初期費用から、移住者等を雇用する事業主から支給される当該費用に対する手当等の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と6万円とを比較していずれか低い額

様式第 1 号（第 7 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所
氏 名
電話番号

高松市移住促進家賃等補助金事前申込書

次のとおり高松市移住促進家賃等補助金の交付を受けたいので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第 7 条の規定により、申し込みます。

転 入 年 月 日		年 月 日
補 助 金 の 区 分		<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助 対象 物件	所 在 地	高松市
	居住誘導区域（※ 1）	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
子育て世帯（※ 2）・ 新婚世帯（※ 3）の区分（A）		<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 両方の区分に該当しない
申 請 年 度	補助対象期間（家賃）	年 月 から 年 月 まで
	補 助 対 象 経 費	（家賃） 円（月額 円） （初期費用） 円（前年度支払分も含む。）
	交 付 申 請 予 定 額	（家賃） 円（ヶ月分） （初期費用） 円
翌 年 度	補助対象期間（家賃）	年 月 から 年 月 まで
	補 助 対 象 経 費	（家賃） 円（月額 円）
	交 付 申 請 予 定 額	（家賃） 円（ヶ月分）
住所地の自治会名又は コミュニティ協議会名		（自治会名） （コミュニティ協議会名）

※ 1 本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。

※ 2 交付申請日において 18 歳以下の子どもが同一世帯にいる世帯をいう。

※ 3 交付申請日において婚姻日から起算して 3 年以内の世帯をいう。

(裏)

1 添付書類

- (1) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容の分かる書類の写し

2 注意事項

- (1) (A) 欄は該当見込みも含みます。
- (2) 自治会に加入できない事情がある場合は、申込時に御相談ください。

様式第3号（第8条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市移住促進家賃等補助予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった高松市移住促進家賃等補助金の交付について、補助予定者と決定したので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

つきましては、年 月 日までに高松市移住促進家賃等補助金交付申請書に関係書類を添えて提出してください。

交付申請額の上限額 金 円

（内訳）

- ・家賃 金 円
- ・初期費用 金 円

様式第3号（第9条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所
氏 名
電話番号

高松市移住促進家賃等補助金交付申請書

高松市移住促進家賃等補助金の交付を受けたいので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり、書類を添えて、申請します。

転 入 年 月 日	年 月 日
補 助 金 の 区 分	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助 対象 物件	所在地 高松市
	居住誘導区域(※1) <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
子育て世帯(※2)・ 新婚世帯(※3)の区分	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 両方の区分に該当しない
補助対象期間(家賃)	年 月 から 年 月 まで
補 助 対 象 経 費 (家賃)	円(月額) (裏面①)
補 助 対 象 経 費 (初期費用)	円 (裏面⑤)
補 助 金 交 付 申 請 額	円(裏面④+⑦) 【内訳】家賃 円(裏面④) 初期費用 円(裏面⑦)
転 入 前 の 状 況	(住所) ※ 年 月 日まで在住
香川県内での居住実績	あり(直近: 年 月 日まで在住) なし
住所地の自治会又は コミュニティ協議会	(自治会名) (コミュニティ協議会名)

(裏)

補助金交付申請額の算出基礎	【住宅家賃補助金（年度申請分）】 (月額家賃 円) - (住宅手当等 円) = (① 円) (① 円) × 1/2 = (② 円) (千円未満切捨て) ②と別表該当項目のいずれか低い額(③ 円) (③ 円) × (か月間) = (④ 円)
	【住宅初期費用補助金（年度申請分）】 (初期費用 円) - (住宅手当等 円) = (⑤ 円) (⑤ 円) × 1/2 = (⑥ 円) (千円未満切捨て) ⑥と別表該当項目のいずれか低い額(⑦ 円)

※1 本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

※2 交付申請日において18歳以下の子どもが同一世帯にいる世帯をいう。

※3 交付申請日において婚姻日から起算して3年以内の世帯をいう。

1 添付書類

- (1) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (2) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (4) 承諾書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 申請者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「申請者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (7) 申請者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- (9) 申請者の戸籍全部事項証明書（住宅初期費用補助金において新婚世帯を証明する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 注意事項

- (1) 申請者以外の者が手続を代行する場合は、委任状を添付してください。
- (2) 前項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類については、申請日以前1か月以内に作成し、又は発行されたものに限りま。

様式第4号（第7条、第9条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名

承 諾 書

高松市移住促進家賃等補助金の交付申請に当たり、高松市が、関係機関から高松市個人情報保護条例第9条の規定による個人情報の収集を行うこと、収集した個人情報を同条例第10条の規定による利用を行うこと及び関係機関に対して同条例第11条の規定による個人情報の提供を行うことについて、次に掲げる範囲に限り、承諾します。

- 1 申請者の住所地に関する個人情報
- 2 申請者の国籍及び永住権に関する個人情報
- 3 申請者が賃借人となっている建物賃貸借契約に関する個人情報
- 4 申請者及びその属する世帯の世帯員全員の本市の市税及び香川県の県税に係る納税及び課税に関する個人情報
- 5 申請者及びその者の属する世帯の世帯員全員の生活保護の受給に関する個人情報
- 6 申請者及びその属する世帯の世帯員全員の暴力団との関係に関する個人情報
- 7 申請者及びその属する世帯の世帯員全員の事業主からの住宅手当等に関する個人情報
- 8 申請者及びその属する世帯の世帯員全員の本市からの補助金受給に関する個人情報
- 9 申請者の自治会加入及び地域コミュニティ活動参画に関する個人情報

(裏)

※ 申請者の属する世帯の世帯員について、次の欄にその方の住所及び氏名を自筆で記載してください（代筆の場合は、代筆者の住所・氏名を併記してください。）。

世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要） 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要） 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要） 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要） 住所： 氏名：

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

誓 約 書

高松市移住促進家賃等補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 本市内に永住すること又は継続して5年以上生活の本拠地を置く意思をもって、転入してきたこと。
- 2 世帯員も含めて、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給世帯の世帯員でないこと又はその他の公的家賃補助を受けていないこと。
- 3 世帯員も含めて、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- 4 世帯員も含めて、過去に高松市移住促進家賃等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金の交付を受けていないこと（要綱第8条第3項の規定により補助予定者とみなされた者が事前申込みを行った年度に係る補助金の交付を受けた場合を除く。）。
- 5 本市の区域内の自治会に加入していること。住所地に自治会が存在しない等、特別な事情により自治会に加入できない場合は、地域コミュニティ協議会の活動に継続して参画すること。
- 6 世帯員も含めて、3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から賃借する住宅に居住していないこと。
- 7 世帯員も含めて、高松市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受けていないこと。

年 月 日

（宛先）高松市長

（給与等の支払者）

所在地

事業者名

代表者名

⑨

担当部署名

電話番号

住宅手当等支給証明書

次の者の住宅手当等の支給状況を、次のとおり証明します。

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当等の支給状況（(1)、(2)、(3)のいずれかに○印をつけてください。）

(1) 支給している（支給していた）

年 月から 年 月まで（月額 円）

(2) 住宅手当等の支給制度はあるが、対象者に支給していない

(3) 住宅手当等の支給制度はない

（注意事項）

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等をいいます。
- 2 住宅手当等の支給状況については、(1)の場合は、その期間及び月額を記入してください（継続して支給している場合は始期のみ記入してください）。期間中に住宅手当等の支給月額が変更になった場合は、支給した全ての期間ごとに分けて住宅手当等の月額を記入してください。
- 3 必ず、代表者印を押印してください。
- 4 住宅手当等の支給の有無にかかわらず、この証明書を提出してください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市移住促進家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高松市移住促進家賃等補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件の所在地	高松市
補助対象期間 (家賃)	年 月 から 年 月 まで
補助対象経費 (家賃)	円 (月額)
補助対象経費 (初期費用)	円
補助金交付予定額	円 【内訳】 (家賃 円、初期費用 円)

交付条件

- (1) この補助金は、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に高松市移住促進家賃等補助金交付変更申請書（様式第9号）に、関係書類を添えて、提出しなければなりません。なお、変更後の補助申請額については、本通知における補助金交付予定額を上限とします。
- (3) 補助対象経費の支払が全て完了したときは、市長が定める期限までに、高松市移住促進家賃等補助金実績報告書（様式第11号）を提出してください。
- (4) 高松市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (5) 高松市移住促進家賃等補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市移住促進家賃等補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった高松市移住促進家賃等補助金の交付については、次のとおり交付しないことを決定したので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

1 交付しないことを決定した理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所
氏 名
電話番号

高松市移住促進家賃等補助金交付変更申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市移住促進家賃等補助金の交付決定を受けた高松市移住促進家賃等補助金の交付について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

補助対象物件の所在地	高松市	
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 家賃の変更 <input type="checkbox"/> その他	
変更原因の生じた年月日	年 月 日	
変更の具体的な内容		
変更の生じた理由		
変更前の交付決定内容	補助対象経費	補助金交付予定額
	(家賃) 円 (初期費用) 円	円 【内訳】 (家賃) 円 (初期費用) 円
変更後の補助申請内容	補助対象経費	補助申請額
	(家賃) 円 (初期費用) 円	円 【内訳】 (家賃) 円 (初期費用) 円

添付書類

- (1) 変更前の補助対象物件の建物賃貸借契約書の写し
- (2) 変更後の補助対象物件の建物賃貸借契約書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様

高松市長

高松市移住促進家賃等補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で変更の申請のあった高松市移住促進家賃等補助金の交付については、次のとおり変更の承認を決定したので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件の所在地	高松市
変更後の 補助対象期間 (家賃)	年 月から 年 月まで
変更後の 補助対象経費 (家賃)	円 (月額)
変更後の 補助対象経費 (初期費用)	円
変更後の補助金の交付 予 定 額	円 【内訳】 (家賃 円、初期費用 円)

（宛先）高松市長

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

高松市移住促進家賃等補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により高松市移住促進家賃等補助金の交付決定を受けた補助対象経費について、家賃等の支払が完了したので、次のとおり高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件の所在地	高松市
補助対象期間 (家賃)	年 月から 年 月まで
補助対象経費 (家賃)	円 (月額)
補助対象経費 (初期費用)	円
補助対象経費支払実績	(家賃) 円 (か月間) (初期費用) 円
補助金交付予定額	円 【内訳】 (家賃 円、初期費用 円)

1 添付書類

- (1) 住宅家賃補助金に係る支払が確認できる書類の写し
- (2) 住宅初期費用補助金に係る支払が確認できる書類の写し
- (3) 交付決定者及びその属する世帯員全員（以下「交付決定者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (4) 交付決定者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 交付決定者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書
- (6) 自治会加入状況等報告書（様式第 1 2 号）
- (7) 本市に定住する意思を確認するための、次のアからウまでに掲げるいずれかの書類
 - ア 交付決定者が、所有又は使用する自動車又は軽自動車の使用の本拠を市内に変更したことを証する書類の写し
 - イ 交付決定者が、市内にある金融機関の本支店に口座を開設したことを証する書類の写し
 - ウ 交付決定者が、高松市内に転籍した後の戸籍抄本
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 注意事項

- (1) 交付決定者以外の者が手続を代行する場合は、委任状を添付してください。
- (2) 前項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類については、報告書を提出す

る日以前1月以内に作成し、又は発行されたものに限ります。

年 月 日

（宛先）高松市長

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

自治会加入状況等報告書

自治会加入状況等について、次のとおり報告します。

自治会加入	加入自治会名	自治会		
	証明欄	この者は、自治会に加入していることを証明します。 年 月 日 (自治会名) (代表者名) ㊟		
地域コミュニティ活動	所属コミュニティ協議会名	コミュニティ協議会		
	証明欄	この者は、以下のとおり、地域コミュニティ活動に参画していることを証明します。 年 月 日 (協議会名) (代表者名) ㊟		
	活動実績①	活動実績②	活動実績③	
	年 月 日 (活動名) (活動内容)	年 月 日 (活動名) (活動内容)	年 月 日 (活動名) (活動内容)	

※ 原則、自治会加入欄への記入及び押印を必須としますが、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第 4 条第 2 項に該当する場合は、コミュニティ活動欄への記入及び押印をもって、これに代えるものとします。

様式第13号（第13条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市移住促進家賃等補助金として、次の条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

高松市長

1 この補助金の内訳は、次のとおりとします。

(1) 家賃（ 年 月分から 年 月分まで（ か月分））

金 円（ 年度分）

(2) 初期費用

金 円

2 交付条件

(1) この補助金は、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

(2) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をします。

(3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(4) 高松市移住促進家賃等補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

交付決定者 住 所

氏 名

電話番号

高松市移住促進家賃等補助金交付請求書

年 月 日付け高松市指令 第 号により交付指令のあり
ました高松市移住促進家賃等補助金について、次のとおり高松市移住促進家賃
等補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

請 求 金 額	金	円
(内訳)		
(1) 家賃 (か月分)	金	円
(2) 初期費用	金	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 本店・支店・ 農協・漁協 支所・出張所 店番 ()								
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
口座名義人	(フリガナ)								

様式第15号（第16条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度高松市移住促進家賃等補助金について、次のとおり交付決定の取消を決定したので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

1 取消の内容

2 取消の理由